

浄土学

令和三年六月三十日 第五十八輯 抜刷

# 最初期源空諸伝の形成過程

——山門からの訴訟などに着目して——

森 新之介

# 最初期源空諸伝の形成過程 —— 山門からの訴訟などに着目して ——

森 新之介

## 問題の所在

醍醐寺三宝院蔵『法然上人伝記』（以下、『醍醐本』と略す）は、周知の如く法然房源空（長承二年〔1133〕）建暦二年〔1212〕の語録や伝記など六篇から成る。

筆者は一昨年刊行の拙稿「醍醐本『法然上人伝記』の成立過程——篇題や識語などに着目して——」（本誌五六、2019。以下、『前稿』と略す）で、第一篇「二期物語」廿条の前三条は本来「法然上人伝記付一期物語」（以下、『伝記付物語』と略す）であり、しかも本来伝記であった箇所（以下、『伝記箇所』と称す）が法語らしく改変されて伝存の第一条になった、などの説を唱えた。この「一期物語」複合説は妥当だったと筆者は今も考えているが、第四篇「別伝記」の作者や、同伝と「伝記付物語」との関係などについては考察に不足や失当があった。

そこで本稿では、まず第一項で前稿にあった失考を整理し、第二項で「別伝記」が作成された背景を考察する。第三項で「伝記付物語」の後人による改変らしき不審箇所を整理し、そして第四項で同伝が作成された背景や作者について考察する。これらの作業によって、最初期の源空伝である「別伝記」や「伝記付物語」の形成過程を明らかにしたい。

## 第一項 前稿への反省

本項では、前稿にあった三つの失考を整理する。

第一は、「伝記付物語」における源空の登山時についてである。前稿ではその伝記箇所にも、源空が十三歳で登山したとの記事があつたろうと述べた（一五七〜八頁）。しかし、その傍証に用いた「源空聖人私日記」（親鸞『西方指南抄』中巻末。以下、「私日記」と略す）が、中井真孝の考証した如く、「一期物語」や『絵詞』（正信房湛空『四巻伝』こと『伝法絵流通』（嘉禎三年〔1237〕成立）…引用者註）を資料とした二次的な法然伝であり、その成立は嘉禎三年（1237）ないし仁治二年（1241）を上限、康元元年（1256）を下限とする期間に求められる<sup>1</sup>とすれば、「私日記」の十三歳登山説は『四巻伝』に依拠したものかも知れず、同説が「伝記付物語」にもあつたに違いないとは考え難くなる。それよりも、他の最初期源空伝の「別伝記」などと同じく十五歳登山説があつたと考えるべきかも知れない。

第二は、「別伝記」と「知恩講私記」（建保四年〔1216〕〜嘉祿三年〔27〕成立）の関係についてである。筆者は前稿で伊藤唯真の研究を参照し、「別伝記」について「隆寛「知恩講私記」と同じく源空の登山時を十五歳とし、また源空に敬服した四師を本国の智鏡房観寛と黒谷の慈眼房叡空、興福寺の蔵俊僧都、そして東大寺の鏡賀法橋としている。「…」やはり隆寛に近いものだと言ってよい」（一六一頁）と述べた。

比較対象とした「知恩講私記」は撰号がないものの、内外両部の徴象を兼備しているため長楽寺隆寛の作と見てよい<sup>3</sup>。他方の「別伝記」は、外部徴象がないだけでなく、隆寛の作らしい内部徴象も見出し難い。しかも文章がやや拙劣であり、能文の隆寛による「知恩講私記」などとは大きく異なる<sup>4</sup>。

先行研究では指摘されていないが、「別伝記」と隆寛「知恩講私記」には相違もある。前者は「上人「…」師乞暇遁世。「…」三ヶ年亘六十巻」畢」（後引）とあり、源空は遁世後に天台三大部六十巻を修めたとする<sup>5</sup>。他方、後

者は第一讚諸宗通達徳に「習<sub>二</sub>学法華宗一歳月雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>幾、具達<sub>二</sub>文理一殆拉<sub>二</sub>宿老一。十八歳之秋、遁<sub>レ</sub>名栖<sub>二</sub>黒谷一」とあり、天台宗を修学してから十八歳で遁世したとする。このように、「別伝記」は隆寛「知恩講私記」と共通する箇所だけでなく相違する箇所もある。

そして第三は、「別伝記」と「伝記付物語」など「一期物語」との関係についてである。三田全信は「他伝と比較して現行の「別伝記」にどうしてもなければならぬ記事が省かれて、その記事が「一期物語」に出る」とし、その理由を「一期物語」と重複を避けるために、重複部分を省いたとしなければならぬ」と推測した<sup>6</sup>。筆者は前稿で三田説に賛同し、「しかも「一期物語」と「別伝記」には、重複箇所だけでなく矛盾箇所もない。系統の異なる二つの伝記に最初から矛盾箇所がなかったとは考え難いため、本来「一期物語」第一条にあった矛盾箇所も削除されたと考えるべきであろう」と述べた（一五七頁）。しかし、これは大きな誤りであった。

「別伝記」にも「伝記付物語」伝記箇所にも「乞<sub>レ</sub>暇遁世」「亘<sub>二</sub>六十卷一（ともに後引）とあり、僅か二箇所八字のみながら重複している。これらの重複は偶然によるものと考えられず、先に成立した一方を読んで他方が作られたに違いない。また、「別伝記」は遁世後に三大部を修めたとする（前述）が、「伝記付物語」は十七歳で三大部を修めて十八歳で遁世したとする（後述）。中井の言う如く、この「微妙な食い違いは無視できない」<sup>7</sup>。

これらのことから、「伝記付物語」の変更が「別伝記」と重複しないようにするためのものだったとか、「伝記付物語」と重複または矛盾する箇所が「別伝記」から削除されたとかいうことは考え難い。両伝は同じく源空についての伝記でありながら、当初から、二箇所八字などの僅かな重複を除いて記事が懸隔していたと考えるべきである。本稿の結論を一部先取りして言えば、このように大きく異なる両伝が作られた背景には、源空遺弟を敵視していた山門の訴訟があったと考えられる。山門の動向と照らし合わせることで、二つの伝記が作られた時期なども推定できよう。次項以降では、「別伝記」と「伝記付物語」が二つの異なる訴訟で陳弁するために作られた主題記だったとの推論を提示していく。

## 第二項 「別伝記」と貞心三年の山門訴訟

「別伝記」は源空の出生や登山、出家受戒などについて記した後、斯く続ける。

上人〔…〕師乞<sub>レ</sub>暇<sub>レ</sub>遁世。云、「遁世之人无智悪候也」。依<sub>レ</sub>之始<sub>レ</sub>談義於<sub>三</sub>所。謂<sub>レ</sub>『玄義』一所、「文句」一所、「止観」一所也。毎日遇<sub>三</sub>所、依<sub>レ</sub>之三ヶ年<sub>五</sub>、三六<sub>一</sub>卷<sub>一</sub>畢。其後籠<sub>レ</sub>居黒谷経蔵、披<sub>レ</sub>見一切経、与<sub>レ</sub>師問答。

師時閉口。師即捧<sub>二</sub>字<sub>一</sub>云、「知者為<sub>レ</sub>師。今上人返為<sub>レ</sub>師」云々。

(四五〇ウ)

源空は黒谷での修学時、師の慈眼房叡空に暇を乞うて遁世した。しかし、遁世人でも無智は好ましくないと云われ、三所に通つて天台三大部六十巻を三年で修めた。その後は黒谷の経蔵に籠居し、一切経を披見し叡空と問答した。叡空も時に閉口するほどだったので、かえつて源空の弟子になった、と。なお、この天台三大部を三人の師に就いて三年で修学したという記事は、本来詳述する必要の薄いものであり、中井は「冗長な感さえある」と評している。以後、叡空以外にも華嚴宗の鏡賀法橋と本国美作の本師智鏡房、法相宗の蔵俊がかえつて源空の弟子となり、鏡賀が源空に華嚴真言両宗の勝劣を判ずるように囑し、山僧筑前の弟子が源空の勧学以上に分명한学識に驚歎した、などの記事が続く。このように「別伝記」は、望月信亨が「主として上人の修学に関する事跡を記述せしもの」と評したように、明らかに源空の高才博識が主題となっている。

そもそも伝記とは通常、ある人物の出生から始まり死没に終わる一代記である。しかし、この「別伝記」と次項以降で検討する「伝記付物語」は一代記でなく、源空の出生から始まるもののその後は特定の主題に適合する記事だけを集めて載せた、主題記だったと見るべきである。

そのような主題記「別伝記」の作られる背景になったと考えられる事件が、源空没後十二年の貞心三年（1224）にあった。同年五月十七日付で山門が上奏した「請<sub>レ</sub>被<sub>下</sub>殊蒙<sub>二</sub>天裁、停止一向専修濫行<sub>上</sub>子細状」（停止一向専修記）は、亡き源空を斯く弾指している。

頃年有源空法師、卜居於黒谷之初、未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>博<sub>レ</sub>学<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>実<sub>レ</sub>、移<sub>レ</sub>棲於東山之後、頗吐<sub>レ</sub>誑惑之<sub>レ</sub>言。猥以<sub>レ</sub>愚鈍<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>性、欲<sub>レ</sub>追<sub>レ</sub>賢哲之<sub>レ</sub>蹤、私建<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>宗、還謗<sub>レ</sub>三<sub>レ</sub>宝。思生<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>袖<sub>レ</sub>衿、敢<sub>レ</sub>无<sub>レ</sub>師<sub>レ</sub>説<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>裏承、言任<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>胸臆、不<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>經論<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>誠説。遂煽<sub>レ</sub>邪風於都鄙、殆弘<sub>レ</sub>惠雲於天下。

(第一条「不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>弥<sub>レ</sub>陀念<sub>レ</sub>仏別建<sub>レ</sub>宗事」)

源空は山門黒谷にいた当初は博学の实がなく、下山し東山に移ってから誑惑の言を吐くようになった。その性は愚鈍で、経論の誠説に依拠しなかつた、と。恐らく、源空は智慧第一だったというような高評が当時すでにあり、山門はそれに反撥して、黒谷時代の源空に博学の实はなかつたと主張したのである。

山門がこの奏状を源空遺弟にも送付したとは考え難い。しかし十八年前の元久三年(1206)、興福寺が源空と弟子たちへの罪科を請うて鬱訴した時、摂政の九条良経から如何に対応すべきか諮問された中山入道松殿基房は斯く申していた。

先以<sub>レ</sub>衆徒奏状、一旦<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>勸進上人、以<sub>レ</sub>彼陳状、又可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>興福寺歟。然而此沙汰、於<sub>レ</sub>今者勿論。

(三条長兼『三長記』同年六月廿一日条)

まず興福寺の奏状を念仏勸進の上人に示し、陳状を出させてそれをまた興福寺に示すべきだったろうが、今となつてはどうしようもない、と。当時実現しなかつたものの、訴人すなわち原告である寺院の提出した奏状を、朝廷が論人すなわち被告である念仏者に回付して陳状を提出させる、という選択肢が存在したらしい。

貞応三年の山門訴訟で、山門の提出した奏状を朝廷が源空遺弟に回付して陳状を提出させた、ということは有り得る。そして源空遺弟は、陳弁の裏付けとなる伝記を具書すなわち証拠書類として作成し、陳状に添付して提出したということも有り得る。それが「別伝記」であつたらう。

では、この「別伝記」は誰が作つたものか。七年前の建保五年(1217)五月日付で、山門は「請<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>殊垂<sub>レ</sub>天察、禁<sub>レ</sub>刑<sub>レ</sub>仏法怨魔成<sub>レ</sub>覺<sub>レ</sub>空阿弥陀仏并<sub>レ</sub>其余党、停<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>彼等所<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>宗<sub>レ</sub>子細状」(『鎌倉遺文』二三二五「牒状類聚」)を上奏し、成覚房幸西と空阿弥陀仏への死罪などを請求していた。貞応三年の奏状も、名指ししていないも

の源空遺弟について、「分<sub>二</sub>一念多念之門徒<sub>一</sub>、各招<sub>二</sub>謗法破法之罪業<sub>一</sub>」、「処<sub>二</sub>專修張本於遠流<sub>一</sub>、永不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>販<sub>二</sub>本郷<sub>一</sub>者、大平之化期年可<sub>レ</sub>得矣」などとあり、この一念多念の張本とは中井の言う如く幸西と空阿を暗示していよう。<sup>13)</sup> 幸西は源空遺弟でありながら背師自立したと言つてよく、源空を擁護する伝記を作つたとは考え難い。そのため、「別伝記」の作者は空阿でなかるうか。

前項で述べた如く、「別伝記」と隆寛「知恩講私記」は源空の登山年齢と源空に帰服した四師についての記事が共通しているものの、「別伝記」もまた隆寛の作だとは考えられない。同記は貞応三年五月に山門が鬱訴した直後に成立したと考えられ、そして同年の十月中旬、隆寛は誰かからの依頼に応じて「別時念仏講私記」を作つたことがその本奥書から知られる。「別伝記」と隆寛「知恩講私記」は成立時期の先後を決し難いが、前者の成立に触発され、「別時念仏講私記」と前後して同年後半くらいに後者が作られたのかも知れない。

### 第三項 「伝記付物語」の後人挿入箇所

次に「伝記付物語」の作られた背景や時期を考察する前に、本項でその後人の挿入らしき箇所を整理しておく。本来「伝記付物語」の伝記箇所だつたと推定される「二期物語」第一条は、改行し四段に分けて示せば次の如くなる。

或時物語云、「

(一才)

①幼少登山。十七年<sub>二</sub>亘<sub>一</sub>、<sub>二</sub>六十卷<sub>一</sub>。十八年<sub>二</sub>乞<sub>一</sub>暇<sub>二</sub>遁世<sub>一</sub>。是偏絶<sub>二</sub>名利望<sub>一</sub>、一向為<sub>レ</sub>学<sub>二</sub>仏法<sub>一</sub>也。自<sub>レ</sub>爾以来四十余年、習<sub>二</sub>学天台一宗<sub>一</sub>、粗得<sub>二</sub>一宗大意<sub>一</sub>。

(一才)

②我性者、雖<sub>二</sub>大卷書<sub>一</sub>三反見<sub>レ</sub>之者、不<sub>レ</sub>闡<sub>二</sub>于文義<sub>一</sub>分明也。雖<sub>レ</sub>然以<sub>二</sub>三十年廿年功<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>一宗大綱<sub>一</sub>。然

闕諸宗教相、聊知顯密諸教。八宗之外加仏心宗、亘九宗。其中適有先達者、往而決之、面々蒙印可。〔…〕称美讚嘆傍痛程也。〔…〕凡每値先達、皆被称嘆。惣吾期所来到<sup>期力</sup>、聖教乃至伝記目錄、無不一見。

(一才〜二才)

③爰煩出離道、身心不安。抑惠心先德造『往生要集』、勸濁世末代道俗。就之欲尋出離之趣。先序云、「往生極樂之教行、濁世末代之目足也。道俗貴賤誰不歸者。但顯密教法其文非一、事理業因其行多。利智精進之人未難、如予頑魯之者豈<sup>敢実力</sup>。是故依念仏一門、聊集經論要文。披之修之、易覺易行」云々。序者略言述一部奥旨。此集已依念仏云事顯然也。〔…〕於称名、丁寧勸之為本意云事顯然也。但於百即百生行相者、已讓道綽善導尺、委不述之。是故『往生要集』為先達、而入淨土門、闕此宗奥旨。於善導<sup>親力</sup>・二反見之、思「往生難」、第三反度、得「乱想凡夫、依称名行、可往生」之道理。

(二ウ〜五才)

④但於自身出離、已思定畢。為他人雖欲弘之、時機難叶故、煩而眠。夢中、紫雲大聳覆日本国、從雲中出无量光、從光中百宝色鳥飛散充滿。于時昇高山、忽奉值生身善導。從胷下者金色也、從腰上者如常人。高僧云、「汝雖不肖身、弘專修念仏故、來汝前。我是善導也」云々。從其後弘此法、年年繁昌无<sub>下</sub>不<sub>上</sub>流布之境<sub>上</sub>也。

(五才〜六才)

云々。

(六才)

これら四段で、第二段には少なくとも四つの不審があると考えられる。

第一に、第一段の末尾では、源空が概ね天台一宗の大意を得た四十余歳の時のことを述べている。だが次の第二段では時を遡り、しかも纏綿とした叙述を始める。曰く、我が性は、大巻の書でも三読すれば文義に暗くなく分明になる。そうは言っても、十年や廿年では一宗の大綱を知り得ない。それを知る前に諸宗の教相を窺い、聊か顯密



の諸教を知った。八宗の外に仏心宗を加え、九宗に亘った。たまたまその先達がいれば往きて決し、各人から印可を蒙った、などと。

第二に、第一段では四十余歳まで「天台一宗」だけを習学していたかのように述べながら、次の第二段では同宗の大綱を知る前に「八宗」「九宗」を兼学したとしている。

第三に、第二段の冒頭に「我、性者」とある。「一期物語」第一条の四段で一人称代名詞の「我」が用いられているのは、第二段のここだけである。

そして第四に、第二段の末尾では、我が朝に到来した聖教や伝記、目録をすべて一読したとされる。だが次段の冒頭で、ここに出離の道に煩い、身心不安になったとされる。これでは、源空は我が朝に到来した聖教や伝記、目録をすべて一読したから出離の道に煩い、身心不安になったかのようになってしまう、やはり不審である。<sup>15)</sup>

このように第二段は不審が多く文意を滞らせているため、恐らく後人によって挿入されたものであろう。第二段を除外すると、第一条の第一、第三、第四段は文意が曲折せず一貫するようになる。曰く、源空は登山後、十七歳で天台三大部六十巻を修め、十八歳で名利の望みを絶つて一向に仏法を学ぶため遁世した。それから四十余歳まで天台一宗を習学し、概ね一宗の大意を得た。すると、自分がその法門に堪えないことを知って出離の道に煩い、身心不安になった。そもそも慧心僧都源信は『往生要集』を作り、濁世末代の道俗に称名念仏を勧めていた。同書を先達として浄土門に入り、この宗の奥旨を窺った。善導の釈を三読し、称名行による凡夫往生の道理を得た。こうして自身の出離については思いが定まった。他人にもこれを弘めたかったけれども、時機が叶い難いため如何にすべきか思い煩っていた。すると善導から夢告が得られたので、以後この法を弘め、年々繁昌して全土に流布した、と。

恐らく「一期物語」第一条は本来「法然上人伝記」で、冒頭には登山を某歳の時と特定する記事があり、これを見た後人が登山時を漠然と「幼少」に改め、書き出しを「或時物語云」という法語の体に改め、そして第二段を挿

入したのである<sup>(16)</sup>。

#### 第四項 「伝記付物語」と嘉禄三年の山門訴訟

「伝記付物語」の伝記箇所、すなわち「一期物語」第一条から後人の挿入らしき第二段を除外した約六百八十字は、源信『往生要集』の序や十門、源空との関係について詳述した第三段が不自然にも約五百字の多きを占める。同書の本意は称念にあると力説し、源空はこれを先達として浄土門に帰入したと強調する。他方、善導『観無量寿経疏』（以下、『観経疏』と略す）への言及は余りに簡略であり、伝記箇所でも法語箇所でも書名を出さずに「善導尺」「善導尺カ・」（五才）「善導釈」（七才）とのみしている。また、「浄土門」の名は出すが浄土宗の名は出さず、ただ「此宗」（五才）とのみ記し、その奥旨を「闕」ったとする（五才）が同宗に転じたとはしない。そして二条の法語箇所、すなわち「一期物語」第二、第三条では、山門の座主顕真が源空の専修念仏義に信伏し、山門での旧師である肥後阿闍梨皇門も源空と問題意識を共有していたなどとされる。

このように浄土宗の宗派色を薄めて源空と山門の近さを強調する「伝記付物語」は、貞応三年から三年後の嘉禄三年（1227）、やはり山門からの別の訴訟<sup>(17)</sup>で陳弁するために作られたものであったろう。

訴訟の背景には、山門出身で当時東国にいた並覆定照の『弾選択』と隆寛の『顕選択』による、元仁二年（1225）正月以来の諍論があった。二年後の嘉禄三年四月に定照から両書を披露された山門は、六月十七日までに、謗法の罪と邪見の教えを止めるためとして三度三塔会合して奏聞を経た。この奏状は伝存していないが、前後の史料から、少なくとも隆寛とともに幸西、空阿の凡そ三名を処罰するよう求めるものだったと考えられる。数日後の廿二日と廿四日、山門は奏聞についての沙汰を待たず、感神院犬神人に下知して源空の大谷廟堂を破却させた。また翌七月四日までに、山門衆徒が路頭で遭遇した念仏者の衣を破り笠を切るなど、喧嘩が生じていたらしい。二日

後の六日、朝廷は隆寛など三名配流の官宣旨を下した。

この山門からの訴訟に陳弁するために作られたものが、源空はあくまで天台宗の僧であり、山門の先徳である源信の『往生要集』を先達として浄土門に入り、そして山門の座主や旧師たちと問題意識を共有していた、と主張する「伝記付物語」であったに違いない。当時、源空遺弟たちは先師没後最大の危機にあった。そのため源空が山門の敵でないこと示さなければならず、源空が如何に偉大だったかよりも如何に無害だったかを強調する同伝が作られたと考えられる。

この「伝記付物語」の作者は、五つの理由から恐らく隆寛であろう<sup>18</sup>。第一に、山門は隆寛『顕選択』を邪書として鬱訴したため、陳弁する伝記の作者として隆寛は最適である。

第二に、隆寛は某年十一月廿三日付雅成親王宛請文（敬西房信瑞『明義進行集』巻第二長楽寺律師隆寛第三）で「現世ノ名利ヲナカクステ、往生ヲ子カヒ称名ヲハケムハ上品ノ機根ナリ」（一一〇ウ）と認め、「知恩講私記」でも源空について「十八歳之秋、遁名栖黒谷。〔…〕凡於顯密行業、修練尽力、非名利、唯為無上道也」（第一讚諸宗通達徳）と讃えていた。そして前稿（一五六頁）で指摘した如く、「伝記付物語」は第一条第一段で源空十八歳の通世を「是偏絶名利望、一向為学仏法也」（前引）とし、第二条で顕真に「我於顯密教雖積稽古、併為名利、不<sub>レ</sub>忘浄土」（七オ）と慚愧させ、そして第三条で源空に「於当世仏法者、有<sub>レ</sub>道心者期遠生縁、無<sub>レ</sub>道心者併住名利思」（九ウ）と語らせている。このような非名非利の強調は、「別伝記」になく、隆寛「知恩講私記」などと「伝記付物語」三条に共通している。

第三に、前述の如く「伝記付物語」伝記箇所は第三段で、源空が指南としたという『往生要集』について詳述する。源空が当初同書に導かれたことは史実と考えられ、またそれを強調することも山門との近さを示すために有効であったろうが、それにしても記述が余りに詳細である<sup>19</sup>。隆寛は『極楽浄土宗義』下巻（承久二年「1220」成立）で、源信『往生要集』も源空『選択本願念仏集』（以下、『選択集』と略す）も極楽国土について報土辺地を論

じていないのは何故かという或問に、「今案『両集』、文言雖隱、義意甚明」として両集の一致を説いている(六七頁)。同巻末には「隆寛昔住楞嚴院、忝酌<sup>二</sup>彼遺流<sup>一</sup>。今雖入<sup>二</sup>淨土二門<sup>一</sup>、所<sup>二</sup>仰專在<sup>三</sup>惠心古風<sup>一</sup>」(七二頁)とあり、隆寛は嘗て楞嚴院に住していたため源信の遺流を汲み、淨土門への帰入後も専らその古風を仰いでいたという。「伝記付物語」は元来『往生要集』を尊重していた隆寛の作であるため、伝記箇所第三段でも同書への記述が余りに詳細になったと考えられる。

第四に、隆寛は「知恩講私記」で源空について「夫雖明<sup>二</sup>一代教法<sup>一</sup>、限<sup>二</sup>歸<sup>三</sup>弥陀本願<sup>一</sup>、憐<sup>二</sup>濁世機<sup>一</sup>、為<sup>二</sup>度<sup>三</sup>愚惡<sup>一</sup>也」(第一讚諸宗通達徳)とし、善導などについて「是即權化善巧、知<sup>レ</sup>時方便也」「是鑑<sup>レ</sup>機知<sup>レ</sup>時、以<sup>レ</sup>智救<sup>レ</sup>人也」(第二讚本願興行徳)とする。同講式によれば、源空は濁世劣機の愚者悪人を憐れんで救おうとし、善導などは機を鑑み時を知り智によって人を救った、ということになる。そして「伝記付物語」伝記箇所第四段は、源空は専修念仏を他人に弘めようとしたが「時機難<sup>レ</sup>叶」の故に悩んで眠ったところ、夢中で善導から告を得たためこの法を弘めることとし、以後年々繁昌して流布しない地はなかった、とする。このような時機相応の強調も、「別伝記」になく、隆寛「知恩講私記」などと「伝記付物語」に共通している。

そして第五に、「別伝記」は源空について「黒谷慈眼房為<sup>レ</sup>師、出家授戒」(四五才)と記し、叡空を源空の出家受戒の師としていた。しかし「伝記付物語」は、叡空に言及せず法語箇所源空に「我師有<sup>二</sup>肥後阿闍梨云人<sup>一</sup>」(八ウ)と語らせるため、皇円が源空唯一の師だったかのような叙述になっている。この皇円は隆寛の伯父にして旧師でもあった。源空の師として叡空が隠蔽され皇円が強調されるという「伝記付物語」の不自然な記事は、隆寛が源空伝における自分の伯父旧師の地位を向上させようとしたことによるものと考えられる。

「伝記付物語」が善導『観経疏』と源空『選択集』を宣揚していないことなどは、全く隆寛の作らしくない。しかし、これらは山門を刺戟しないための曲筆だったとすれば、怪しむに足らなくなる。

## 結語

以上本論では、『醍醐本』第四篇「別伝記」と、後人に改変されて第一篇「一期物語」前三条となつたらしい「伝記付物語」の形成過程を考察した。

「別伝記」は源空没後十二年の貞応三年（1224）、山門からの訴訟で陳弁するため源空遺弟が作り、朝廷に提出した主題記だと考えられる。源空の高才博識を詳述する同伝は、愚鈍自由な源空という山門からの酷評を反証するために記事を集めたものであつたに違いない。同伝は先行研究で隆寛の作とされることもあつたが、それを裏付けるような徴象が弱く、文章もやや拙劣であり従い難い。貞応三年の山門訴訟で論人となつたのは幸西と空阿であり、幸西が源空を擁護する伝記を作つたとは考え難いため、「別伝記」の作者は空阿でなからうか。

「伝記付物語」は、本来その「伝記」であつたらう伝存の『醍醐本』第一篇第一条を四段に分けると、その第二段に幾つかの不審がある。同段を後人の増補として除外すれば、伝記箇所と法語二条は一貫して源空が山門と近く、また名利を求めなかつたと強調し、浄土門に入ったと言ふものの天台宗を出たと言わず、源空の師として皇円だけを挙げるものとなる。

この「伝記付物語」は貞応三年から三年後の嘉祿三年、山門からの別の訴訟で陳弁するために隆寛が作つた主題記であつたらう。同伝は隆寛の作らしい箇所が多く、そうらしからぬ箇所は山門を刺戟しないために筆を曲げたものとすれば不審でなくなる。

註

本稿で用いた史料の書誌は以下の如し。引用では適宜字体と句読を改め、訓点や傍点、傍記、括弧、頁数を付し、改行を省いた。

『醍醐本』：藤堂恭俊博士古稀記念会編『浄土宗典籍研究』資料篇（同朋舎出版、1988）。『九卷伝』、『知恩講私記』：法然上人伝全集増補再版（法然上人伝全集刊行会）。『停止一向專修記』：伊藤真徹『停止一向專修記の研究』（仏教大学編『法然上人研究——七百五十年大遠忌記念——』、平楽寺書店、1961）。『三長記』：増補史料大成（臨川書店）。『鎌倉遺文』：東京堂出版。『明義進行集』：大谷大学文学史研究会編『明義進行集——影印・翻刻——』（法蔵館、2001）。『極楽浄土宗義』：金沢文庫資料全書（臨川書店）。『浄土依憑經論章疏目錄』：小山正文『寛永二十一年本『浄土依憑經論章疏目錄』（『同朋大学論叢』六二、1990）。『伝法絵略記抄』：納富常天『伝法絵略記抄断簡』（初出1992）、『金沢文庫資料の研究——稀覯資料篇——』、法蔵館、1995。『撰集秘抄』：浄土宗全書（山喜房仏書林）。『尊卑分脈』：新訂増補国史大系（吉川弘文館）。『明月記』：国書刊行会。『西方指南抄』：増補親鸞聖人真跡集成（法蔵館）。『選択要決』：田中智肇『選択要決は朝日山信寂房の撰歟』（『浄土学』五十六、1933）。

(1) 中井真孝『源空聖人私日記』の成立について（第一篇第二章、初出1984）、『法然伝と浄土宗史の研究』、思文閣出版、1994、五二頁。

(2) 伊藤唯真『知恩講私記』と古法然伝（第一部第一章、初出1965）、『浄土宗史の研究』（『伊藤唯真著作集』四）、法蔵館、1996、一〇〇三頁。前稿での「伊藤唯真」は誤記。また、中井真孝は「別伝記」を隆寛の作と見（醍醐本『法然上人伝記』の「別伝記」について）、「第一篇第四章、初出1988」、『法然伝と浄土宗史の研究』「前掲」、九三、九六頁、中野正明が「別伝記」を「講私記」同様に隆寛系の記述であるとするのは早計ではなからうか」と述べていた（「別伝記」について）、「第一部第二章第二節、初出1990」、『法然遺文の基礎的研究』増補改訂、法蔵館、2010（初刊1994）、四四頁。ただし、中野説には中井からの反論（醍醐本『法然上人伝記』の「別伝記」について）「前掲」、付記）もある。

(3) 内部徴象として、三田全信は「文中に法然上人を指して先師といっていること」、「『選択集』を高揚していること」、「真影奉安に關する隆寛の關係」を挙げ（『成立史的法然上人諸伝の研究』、平楽寺書店、1966、一五六頁）、善裕昭は「隆寛は著書において、自力・他力の對概念をよく用いる。『知恩講私記』でも二段に「行人、自力他力の是非に迷へり」とあり、三段に「自力を心として空しく衆行に疲れ」、「自力の心を改めて他力の願に帰す」と述べている」を挙げる（『知恩講私記』二——作者と成立時期——）、「法然上人伝の誕生」三、「宗報」一一〇六（改五七〇）、2012、三九頁。また、非名非利の強調（本論第四項参照）も内部徴象とならう。

外部徴象として、元仁二年（1225）二月下旬に沙弥信阿弥陀仏が書写した「知恩講私記」現存最古写本は、安貞二年（1228）八月十二日に上蓮房所持本を同じく信阿が書写した隆寛「別時念仏講私記」（貞応三年十月中旬成立）とともに、東寺宝善堤院三密藏蔵『秘抄口決』の紙背から発見された（楠田良洪「新発見の法然伝記——『知恩講私記』——」、『日本歴史』二〇〇、1965）参照。なお信阿と上蓮房を、三田全信はそれぞれ平信繁と浄蓮房源延に比定する（『伊豆山源延とその浄土教』「第三部第七章、初出1970」、『浄土宗史の新研究』、隆文館、1971）。また、覚明房長西『浄土依憑経論章疏目錄』修行録第六（文永三年「1266」以前成立）も「報恩講式」一卷 同「隆寛引用者註」（二八才）とする。

(4) 隆寛は「諸大師講式」なども作っており、宇高良哲は「安居院の澄憲や聖寛などと共に、隆寛も天台宗内で文章作りに堪能な唱導家としての評価を得ていたものを思われる」とする（『新出の隆寛作「天台諸大師講式」について』、『大正大学研究紀要仏教学部・文学部』七五、1990、七九頁）。

(5) 原文には、「上人聞此由師乞暇遁世セト云遁世之人キ无智キ惡キ候也依之始談義於三所ニ（…）依之三ケ年ニ百六十卷ニ畢ス」<sup>21</sup>という返り点と送り仮名が施されている。これに従って読めば、源空は遁世したいと師に申したが実際に遁世したのは三大部修学後だ、と解釈できなくもない。しかし、同伝には三大部修学後に遁世したという記述がない。そもそも返り点と送り仮名は後人によるものかも知れないため、本論では「別伝記」における源空は遁世した後、叡空から「遁世之人无智惡候也」と助言されて三大部を修めたと解した。

(6) 三田全信『成立史的法然上人諸伝の研究』（前掲）、九五頁。ただし、中井真孝は三田説を「別伝記」は法語を主とする、「一期物語」と重複を避けたとか、行実を補足したとか（…）は単なる先入観に過ぎず、確たる証拠があつての論議ではない」と批判し（『醍醐本『法然上人伝記』の「別伝記」について』、『前掲』、八四頁）、中野正明も「三田氏が論じられるように、「法然上人伝記」から法然の直語を抽出して「二期物語」としたその残りの部分が「別伝記」であるとすると説は甚だ受け容れ難い」と批判していた（『別伝記』について』、『前掲』、三三頁）。

(7) 中井真孝『醍醐本『法然上人伝記』の「別伝記」について』、『前掲』、八一頁。

(8) 中井真孝『醍醐本『法然上人伝記』の「別伝記」について』、『前掲』、八〇頁。なお、源空が三所に通って三大部を修めたと、う説は他伝に見えないものの、撰者未詳『伝法絵略記抄』（延応元年「1239」成立か）に「或云、從ニ十六歳ニ至ニ十八歳ニ首尾三年之間、同時三人ノ師トリテ天台六十卷キハム」云々とある。また、鶴木行観『選択本願念仏集秘鈔』巻第一（永仁年間「1293」成立。以下、『選択集秘鈔』と略す）も「從ニ十六歳正月、以ニ三人之師ニ讀ニ始ニ六十卷ニ。西塔北谷（金山房源

光。『玄義』師也、肥後阿闍梨（広山）。『疏記』、北琉璃先達房（俊朝）。是『止観』師也、首尾三年、十八歳学レ之（三頁）とするが、この記事の前には十四歳で登山し十五歳で出家したとあり、「別伝記」とも「知恩講私記」とも一致しない。「伝法絵略記抄」所引異伝と『選択集秘鈔』は、三大部の修学時期を十六歳乃至十八歳とすることと、「首尾三年」四字が共通しており、殊に『選択集秘鈔』の三師比定は他に見えない。「別伝記」と「伝法絵略記抄」、「選択集秘鈔」が亡失した共通文獻に依拠しており、第三者がその逸文を最もよく伝えているということも有り得る。

- (9) 望月信亨「醍醐本法然上人伝記に就いて」（初出1918）、「浄土教之研究」第三版、金尾文淵堂、1944（初版1914）、九五二頁。また、中井真孝も「別伝記」後半の記事は天台宗の学僧・高僧に敬服された法然の人物像を描くことに主眼があったと見られる。前半の記事は修学期に限ったとはいえ、諸宗の教義に通暁した法然像を浮かび上がらせている」とし（「醍醐本『法然上人伝記』の「別伝記」について」、「前掲」、九五頁）、中野正明も「出自・出家・叡山修学・諸宗習学・公胤夢告」等、おもに法然の学問上の遍歴を記すところに特徴がある」としている（「別伝記」について、「前掲」、二九頁）。

- (10) なお、山門は七年前の建保五年（1217）五月日付「請被レ殊垂二天察、禁刑仏法怨魔成覚空阿弥陀仏并其余党、停止彼等所レ立宗一子細状」でも、詎以二凡庸之性、得定二正教之宗、爰頃年以往有二一少子、名曰二源空、屢課二魯鈍之心、旁宣二濟度之詞、邪執堅結、誑誕甚喧一とし、源空を凡庸魯鈍と弾指していた。ただし、建保五年の奏状は博学の有無などに言及していなかったため、「別伝記」の背景になった訴訟は貞応三年のものであったと考えるべきであろう。

- (11) 廿六年前、興福寺は「興福寺遣レ鎌倉一状」（建久九年「1198」十一月一日付、伝解脱房貞慶草、「鎌倉遺文」一〇〇九）「興福寺牒状」の第五条「可有二対問、由不可レ叶二物儀一事」でこう主張していた。

凡三千衆徒同心奏状、朝家疑胎（胎ガ）之条、往代未聞、何況於二対問一哉。〔…〕若非二莫大之勝事、衆人無レ同二其心、若非二至極之道理一者、満寺不レ与二其体一。一旦設雖二鬱陶、遂又不レ果不レ終。

三千衆徒の同心による奏状を朝家が疑うなどは前代未聞であり、況して対問などは論外だ。満寺衆徒の与同は、これが莫大の勝事、至極の道理であることを示している、と。興福寺と混同すべきでないが、山門が敵視していた源空遺弟にも奏状を送付することはなかったであろう。

- (12) この「中山入道関白殿」（傍記ママ）について、拙著『撰関院政期思想史研究』（思文閣出版、2013）では傍記に従い「入道関白殿こと九条兼実」「通説は、これを中山院こと松殿基房の言だとしてきたが、本書では兼実の言と見る。〔…〕仮にこれが通説の如く基房のものであったとしても、基房が兼実と似たような意見を陳べていたというだけで筆者の論証には差し障らないが、



ここでは兼実としておく」とした(二六三頁、第六章後註三〇)。これを平雅行は「初歩的な誤りである。九条兼実比定したのであれば、兼実が「中山入道」と呼ばれた事例を提示することは、最低限の研究手続きである」と批判し(「専修念仏の彈圧原因をめぐって」)「第二部第十一章、初出2013」、「鎌倉仏教と専修念仏」、法蔵館、2017、後註五三)、筆者は拙稿「拙著『撰関院政期思想史研究』決疑十二箇条——平雅行「破綻論」に答う——」(『論叢アジアの文化と思想』二二、2013、三六一頁)と同「拙著『撰関院政期思想史研究』翼増三章——再び平雅行「破綻論」などに答う——」(『論叢アジアの文化と思想』二三、2014、四一〇頁)で応答した。

しかし一昨年、筆者が報告者として登壇した中近世宗教史研究会拡大例会シンポジウム「後鳥羽院政期の事件としての建永の「法難」——歴史と思想から考える——」(東京大学本郷キャンパス、2019年六月一日)で、コメンテーターの佐伯智広が『尊卑分脈』藤原基房条に「号「松殿」、又号「菩提院」、又号「中山」とあることだけでなく、問題の元久三年六月廿一日に三条長兼が「中山入道関白殿」に参り、「定佐」を以て子細を申し、「中将兼季朝臣」を以て御返事を仰せられたこと(『三長記』)、そして『明月記』建仁二年(1202)三月六日条と元久元年二月廿五条に「左進大夫定佐」と「兼季少将」が「菩提院入道殿」「菩提院殿」の関係者として見えることを指摘し、「中山入道関白殿」を平などと同じく松殿基房に比定した。佐伯の考証は間然する所がないため、九条兼実比定した旧見を撤回したい。平の批判したように「初歩的な誤り」であった。

- (13) 中井真孝「専修念仏者禁制について」(第三章、初出2015)、『続法然伝と浄土宗史の研究』、永田文昌堂、2019、六九頁。後世の系譜ではあるが、融舜の西谷本『浄土惣系図』(永正三年「1506」成立)によれば、空阿は隆寛の知音だったという。これは、「別伝記」の作者は隆寛に近い者だろうとする卑見と適合する。空阿と隆寛の関係などについては別稿で考察したい。
- (15) この「無<sub>レ</sub>二見<sub>一</sub>」爰煩<sub>三</sub>出離道、身心不安<sub>一</sub>という順接の「爰」を解し難かったのであるらう、「私日記」は「皆彼<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>見<sub>一</sub>了<sub>レ</sub>雖、然煩<sub>三</sub>出離之道、身心不安<sub>一</sub>(四一七頁)と逆接に改めている。

(16) 勢観房源智「選択要決」第十決(嘉禎二年「1236」成立)に次の如くある。

問「処々引『往生要集』一文。此集意、可<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>彼耶」。答、先師物語云、「我為<sub>二</sub>出離<sub>一</sub>久求<sub>レ</sub>仏法、粗闕<sub>三</sub>頭密諸教<sub>一</sub>、大体難解難行也。因<sub>レ</sub>茲芳<sub>三</sub>楞嚴先徳之跡<sub>一</sub>、探<sub>二</sub>『往生要集』之趣<sub>一</sub>。念仏為<sub>レ</sub>正、諸行為<sub>レ</sub>傍、位雖<sub>レ</sub>該<sub>二</sub>上下<sub>一</sub>、正為<sub>二</sub>凡下類<sub>一</sub>。但凡下行相、引<sub>二</sub>道綽善導積<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>專雜之文<sub>一</sub>、尚以<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>分明<sub>一</sub>。故以<sub>二</sub>『往生要集』而為<sub>二</sub>先達<sub>一</sub>、知<sub>二</sub>浄土法門之冲微<sub>一</sub>也。以<sub>二</sub>觀察<sub>一</sub>為<sub>二</sub>助業<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>称名<sub>一</sub>為<sub>二</sub>正業<sub>一</sub>、此義聊相違歟。

この「先師物語云」は「一期物語」第一条の書き出し「或時物語云」に、「粗闕<sub>三</sub>頭密諸教<sub>一</sub>」は第二段「闕<sub>三</sub>諸宗教相<sub>一</sub>、聊知<sub>二</sub>頭

密諸教」にそれぞれ相当する。そのため、「伝記付物語」の伝記箇所を法語の体に改め第二段を挿入するなどの改変は、「選択要決」が成立した嘉禄二年までに行われたことが知られる。なお、同書が同年の源智著書であることについては、拙稿「選択要決」撰者弁証（『早稲田大学高等研究所紀要』一三、2021）参照。

(17) 嘉禄三年の事件経過については、拙稿「拙著『撰関院政期思想史研究』翼増三章」（前掲）第一章第三節「嘉禄三年の配流追却事件」参照。

(18) 「伝記付物語」の文章は隆寛の諸講式のように美麗でないが、「別伝記」ほど拙劣でもなく、流暢達意である。これは、能文の隆寛が山門鬱訴から配流宣下までの極めて短い日数で急造したためだとも考えられる。急造されたためらしき文章のやや乱れた箇所もあり、これについては別稿で考察したい。

なお「伝記付物語」の作者が隆寛であれば、その冒頭には本来、「知恩講私記」と同じく十五歳登山説があったと考えるべきであろう。

(19) 「伝記付物語」の『往生要集』について詳述した第三段を、「私日記」は大きく削っている。源空伝としては余りに冗長であるため、当然の削除であろう。同段を中井真孝は「法然の浄土宗開立を叙述したプロットのなかで、法然が恵心から善導へ傾倒していった道程を克明にたどる、省略の不可能なパラグラフである」とする（『源空聖人私日記』の成立について）。「前掲」、三九頁）が、従い難い。

(20) なお源智『選択要決』第十決は、源空『選択集』は源信『往生要集』を何度も引用しているが両書の義は同じなのか、という或問に、「先師物語云」として「一期物語」第一条を略出し、源空は『往生要集』を先達として浄土法門の奥義を知ったとしつつも、観察を助業とし称名を正業とする『選択集』の義は『往生要集』のそれと聊か相違するだろう、とした（後註一六参照）。このことから、「伝記付物語」伝記箇所が源智に由来するとは考え難い。

#### 補記

『醍醐本』第三篇「廿七法語」について、筆者は嘗て善慧房証空の西山義でないかと述べ（「法然房源空の道心論——出離生死と心性の関連について——」、『仏教史学研究』五七、2014、三五―六頁、前稿で「旧説を撤回して証空でなく隆寛のものと考えべきかも知れない」と述べた（後註一九）。だが三考すると、「廿七法語」の少なくとも一部は朝日山信寂の見聞である。

「廿七法語」は第十四条に次の如くある。

## 一、定機事

浄土宗弘<sub>二</sub>於大原<sub>一</sub>談論時、法門比牛角論事不<sub>レ</sub>切、機根比源空勝タリシ也。「聖道門法門雖<sub>レ</sub>深今機<sub>不<sub>レ</sub>可</sub>・叶、浄土門似<sub>レ</sub>淺今根易<sub>レ</sub>叶」云シ時、人皆承伏云々。(三八ウ)

そして『九卷伝』巻第四上「信寂房の事」にも斯くある。

播磨信寂房、上人へ参たりけるに、上人曰けるやう、「〔…〕大原にして聖道浄土の論談ありしに、法門は牛角の論なりしかども機根くらべには源空は勝たりき。「聖道門は深といへども、時過ぬれば今の機に叶ず。浄土門は浅に似たりといへども、当根に叶易し」といひし時、末法万年、余教悉滅、弥陀一教、利物偏増の道理にをれて人みな承諾し、念仏門に帰せり。

〔…〕。

(三七九〜八〇頁。『四十八卷伝』巻第六にもほぼ同文あり)

『四十八卷伝』巻第四十三によれば、信寂は寛元元年(1243)、遠江国横路の西蓮から辺土の利生を勧められて下向し、翌年同国で没したという。前稿(一六〇〜一頁)で述べた如く、第二篇「十一問答」は源空と遠江国蓮花寺の禅勝房との問答であり、東国に配流された隆寛も遠江国で禅勝房と再会したらしい。『醍醐本』は東国で成立し、同地で伝承されていたに違いない(一六三頁)。その『醍醐本』が成立した東国とは遠江国、広く見ても東海道であつたらう。

付記 本稿は、令和二年度科学研究費補助金(基盤研究C)による研究成果の一部である。